

震災支援の他市町村ごみ袋 4月から使えなくなります

町では、震災直後に支援で配られたごみ袋（宮古広域行政組合指定以外のごみ袋）で梱包されたごみの収集を受け入れていますが、3月末でこのごみ袋の受け入れを終了します。

4月以降、宮古広域行政組合指定以外のごみ袋でのごみ受け入れは行いませんので、ご注意ください。

◆問い合わせ 町町民課生活安全チーム（☎82-3111内線125）へどうぞ。



町では、資源ごみのリサイクルとごみの減量を推進しているところですが、近年、本町から出る生ごみの量が増えてきています。生ごみは水分が多く、水切りなどが不十分だと総量が増えてしまう傾向にあるためです。普段のちよつとした工夫で生ごみを減量することができま

るので、各家庭から出る生ごみの減量にご協力をお願いします。

◎生ごみの減量方法

①三角コーナーの生ごみは、翌朝にごみ袋に入れる。

②ティーバッグなどの水分が多いものは、手で絞って水分を切ったのちに捨てる。

③野菜の皮やヘタなどは、水分を吸わせないと、三角コーナーではなく直接ごみ袋に入れましょう。

◆問い合わせ 町町民課生活安全チーム（☎82-3111内線125）へどうぞ。

生ごみの減量にご協力を

昨年12月に道路交通法が改正されました

昨年12月1日に道路交通法が改正されました。改正道路交通法では、無免許運転や自転車の通行に関する内容の変更が行われておりますので、違反しないようにしましょう。

▶改正の主な内容 ▶無免許運転に関わる罰則の強化や罰則の新設▶自転車の道路右側路側帯の通行禁止▶ブレーキ不良自転車に対する指導の強化

◆問い合わせ 宮古警察署（☎64-0110）へ。



自転車の右側路側帯通行が禁止に

◆改正道路交通法における罰則の強化・新設

違法行為の内容	罰 則	
	改正前	改定後
無免許運転	1年以下の懲役または30万円以下の罰金	3年以下の懲役または50万円以下の罰金
無免許運転をする恐れのある者への自動車・原付の提供	—	3年以下の懲役または50万円以下の罰金
無免許運転者と知りながら、その車に同乗した場合	—	2年以下の懲役または30万円以下の罰金
自動車の使用者が無免許者に運転を命じる・容認する	1年以下の懲役または30万円以下の罰金	3年以下の懲役または50万円以下の罰金
運転免許の不正取得	1年以下の懲役または30万円以下の罰金	3年以下の懲役または50万円以下の罰金
自転車による右側路側帯の違法通行	—	3月以下の懲役または5万円以下の罰金
警察官による停止命令に従わない場合（自転車）	—	5万円以下の罰金
警察官による自転車の検査を拒否・妨害した場合	—	5万円以下の罰金

町長室から

1月6日、仕事始めは幹部職員への訓示でした。この一年が、3年後・5年後の復興の進捗に大きく影響する年である。この一カ月、一週間、一日が極めて大事である。各課長は課をしつかり掌握すること。課長補佐は課長を支えること。NPPO問題を司法の場で解決する。——この3点を話しました。また、同日には町内外の各種団体などから多くの参加をいただき、山田町新年交賀会を開催しました。会の冒頭、町出身選手が参加した箱根駅伝を例にとり「私を含め町職員は山田町の先人から受け継いだ歴史・伝統・文化という重いタスキを次の世代に受け渡すべく頑張っています。この長いレースのタスキを我々の世代で絶やすわけにはいきません」と申し上げました。▼このような気持ちで本年を走り続けたいと考えています。皆さま方のご理解、ご協力をお願いいたします。

山田町長 佐藤 信逸